

## 令和3年度 教育委員会 第10回定例会 議案

1 日 時 令和3年10月20日（水） 午後1時15分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

<非>第15号議案 令和3年度静岡県教育委員会被表彰者の決定 … 非

<非>第16号議案 令和4年度教職員人事異動方針 … 非

<非>第17号議案 第31期静岡県青少年問題協議会委員の任命・委嘱 … 非

<非>第18号議案 教職員の懲戒処分 … 非

<非>第19号議案 教職員の懲戒処分 … 非

(3) 報告事項

(4) 閉 会



第10回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報 告 事項 1	文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）	P 1
配 付 報告 1	監査結果に関する報告	P25



(件名)

**文部科学省「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）**

(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

**【概要】**

10月13日（水）に公表される文部科学省の「令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果における本県の主な内容について報告する。

**【調査対象期間】**

令和 2 年度（令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月まで）

**【調査対象】**

国公立小・中・高等学校、特別支援学校、都道府県・市町村教育委員会

**【県内の公立学校数及び児童生徒数（政令指定都市を含む）】**

校種\項目	学校数	児童生徒数
小学校	501校	184,695人
中学校	263校	91,795人
高等学校	95校	64,683人
特別支援学校	37校	4,906人

**1 暴力行為の状況**

暴力行為の発生件数（※暴力行為：対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の合計）

校種\項目	発生件数	前年度	1000人あたりの発生件数 (前年度比)	前年度
小学校	1,591件 (-322件)	1,913件	8.6件 (-1.6件)	10.2件
中学校	848件 (-398件)	1,246件	9.2件 (-4.4件)	13.6件
高等学校	58件 (-20件)	78件	0.9件 (-0.3件)	1.2件

項目ごとの発生件数

校種\項目	対教師暴力 (前年度比)	生徒間暴力 (前年度比)	対人暴力 (前年度比)	器物損壊 (前年度比)
小学校	202件 (-49件)	1,149件 (-230件)	19件 (+6件)	221件 (-49件)
中学校	85件 (-12件)	585件 (-348件)	22件 (+9件)	156件 (-47件)
高等学校	2件 (-2件)	31件 (-19件)	5件 (+0件)	20件 (+1件)

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響（例えば、登下校中や休み時間等において、密接を防ぐためにお互いに距離を取る等）が、暴力行為の減少につながっていると考えられる。

**【小・中学校】**

- ・ 小学校での暴力行為の発生件数が減少している。暴力行為の全発生件数に占める割合は、生徒間暴力の割合が最も高く、次いで器物損壊、対教師暴力となっている。
- ・ 中学校での暴力行為の発生件数が減少している。暴力行為の全発生件数に占める割合は、小学校と同様に、生徒間暴力の割合が最も高い。
- ・ 小・中学校ともに、新型コロナウイルス感染症予防対策として、密を防ぐために、互いに刺激し合わない距離感が保たれたことが、生徒間暴力の大幅な減少に影響を与えたのではないかと考える。

**【高等学校】**

- ・ 暴力行為の内訳は、対教師暴力が2件減、生徒間暴力が19件減、器物破損が1件増であった。合計件数及び人数の減少は、年度当初の一斉臨時休業を含めた新型コロナウイルス感染症拡大の影響に起因しているところと推測される。
- ・ 「生徒間暴力」の発生件数は、他の項目と比較すると依然として多い。学年が上がるとともに、暴力行為の件数は減少する傾向が見られる。丁寧な初期指導が重要と考えられる。

**2 いじめの状況**

いじめの認知件数及び解消率

校種\項目	認知件数 (前年度比)	前年度	解消率 (前年度比)	前年度
小学校	9,092件 (-1,674件)	10,766件	66.9% (+0.6P)	66.3%
中学校	2,617件 (-678件)	3,295件	64.5% (+0.1P)	64.4%
高等学校	68件 (-4件)	72件	80.9% (-2.4P)	83.3%
特別支援学校	10件 (-2件)	12件	50.0% (-8.3P)	58.3%

いじめ発見のきっかけ（小・中・高・特支で共通して割合の高いもの）

校種\項目	アンケート調査など 学校の取組によって 発見	本人からの訴え	当該児童生徒（本人） の保護者からの訴え
小学校	63.9%	11.8%	12.0%
中学校	33.9%	30.6%	13.7%
高等学校	52.9%	30.9%	7.4%
特別支援学校	60.0%	10.0%	10.0%

いじめの認知件数（小・中・高・特支の合計） ※国公立を含むデータで比較

	認知件数	1,000人あたりの認知件数	前年度差
静岡県	11,909件	30.8件	-5.7件
全国	517,163件	39.7件	-6.8件

いじめの解消率（小・中・高・特支の合計） ※国公立を含むデータで比較

	解消率	前年度差
静岡県	66.4%	0.4%
全国	77.4%	-5.8%

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」（小・中・高・特支の合計）

※国公立を含むデータで比較

	発生件数	法第28条第1項第1号に 規定する「重大事態」 発生件数	法第28条第1項第2号に 規定する「重大事態」 発生件数	1,000人当たりの 「重大事態」 発生件数
静岡県	15	8	10	0.04
全国	514	239	347	0.04

## <いじめに関する留意点>

### ○ 文部科学省の見解等

- ・ 文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。  
（『平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて』より）
- ・ いじめ解消の定義  
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。
  - ① いじめに係る行為が止んでいること  
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと  
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。  
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。  
（『平成25年「いじめの防止等のための基本的な方針」より）
    - ・ 文部科学省は「いじめの解消の定義に基づき判断した結果、解消と判断できない事案が多くなる」「いじめについて、丁寧かつ慎重に対応することになるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではない」との見解を示している。

### ○ 本県の対応

- ・ 本県では、「いじめ防止対策推進法」及び「静岡県子どもいじめ防止条例」に基づき、「いじめはどの学校にも、誰にでも起こり得るもの」と捉え、いじめを見逃すことなく組織として認知し、早期に対応するよう各学校に指導している。今後も、認知したいじめの解消に向けた適切な指導・支援を継続するとともに、すべての子どもが安心して生活することができる学校づくり、いじめを起こさない、いじめを許さない集団づくり等の未然防止に向けての取組も推進していく。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと、授業・学校行事・部活動等、様々な活動が制限され、児童生徒が直接対面してやりとりをする機会が減少したこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないように学校において正しい知識や理解を促したこと等により、いじめの認知件数が減少したと考えられる。

#### 【小・中学校】

- ・小・中を合計したいじめの認知件数は、令和元年度調査において平成25年度以降初めて減少に転じた。令和2年度調査において、更に減少した。些細な行為が重大な事態に至ることのないよう、これまで以上に児童生徒に目を配り、初期の段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的に対応するよう周知していく。
- ・いじめ発見のきっかけはアンケート調査（小：63.9%、中：33.9%）が最も多く、その他に、本人からの訴え、保護者からの訴えによるものが多い。
- ・いじめの解消率は、小学校が66.9%（前年度比+0.6P）、中学校が64.5%（前年度比+0.1P）とやや増加した。解消率の増減に捉われすぎることなく、引き続き、法によるいじめ解消の定義を十分に意識し、いじめられた側の思いに寄り添った対応を依頼する。
- ・いじめの解消に向けては、引き続き、慎重かつ丁寧に対応するとともに、見逃しや見過ごしによって解決されずに深刻化するいじめがないよう、生徒指導担当者連絡会議等を通じて、適切な対応を依頼する。

#### 【高等学校】

- ・認知した学校数は9校、発生件数は4件減少した。各学校においては、いじめ問題に対する啓発やいじめの未然防止に取り組むとともに、定期的にアンケートや面談を実施し、教員がいじめ問題に対して高い意識を持って日頃から注意深く生徒を観察している。生徒の実態に応じた指導がなされ、いじめの未然防止に努めた結果、認知した学校数及び認知件数の減少につながったものと考えられる。
- ・いじめの解消率は、令和元年度が83.3%、令和2年度が80.9%であり、やや減少しているが、解消に向けて取組中の11件のうち、7件がいじめを認知してから3か月経過していないものである。各学校がいじめを早期発見し、素早く組織的に対応していることが80%程度の解消率をここ数年維持している要因だと考えている。
- ・いじめ発見のきっかけは、アンケート調査などの学校の取組に次いで、本人からの訴えが多かった。いじめ実態把握アンケートの実施に加え、定期的な面談の実施等によりいじめを訴えやすい環境作りが進んでいると考えられる。

#### 【特別支援学校】

- ・学校におけるいじめの問題に対する日常の取組において、「職員会議等を通じていじめの問題について教職員間で共通理解を図った。」「いじめの問題に関する校内研修を実施した。」「PTAなど地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた」等の項目で、全国的な傾向と同様に令和元年度よりも数値が下がっているが、これは、新型コロナウイルス感染症対策に徹底して取り組んでいたことも大きな要因と考えられる。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒指導担当者連絡協議会等、担当職員向けの研修の機会が書面開催に変更となったために、徹底した周知が行えなかったことも要因の一つと考えられる。上記の項目については、全国平均と比べて、本県の特別支援学校の実施率は下回っており、今後、機会をとらえて改めて研修等の実施を呼びかけていく。
- ・解消率については、被害・加害両方の児童生徒に丁寧に聞き取りを行い、児童生徒の気持ちに寄り添いながら、教職員も共に解決策や今後の生活について考えるように努めているものの、昨年度より8.3ポイント下がった。被害・加害両方の児童生徒はもちろんのこと、保護者に対しても継続的に丁寧な説明や対応を行い、関係諸機関等と連携しながら、家庭等への支援や加害児童生徒への指導を継続していく。



### 3 長期欠席（不登校等）の状況

不登校児童生徒数（※当該年度中に、連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒）

校種・課程\項目	不登校児童生徒数 (前年度比)	前年度	不登校児童生徒の割合 (前年度比)	前年度
小学校	2,056人 (+75件)	1,981人	1.11% (+0.06)	1.05%
中学校	4,321人 (+21件)	4,300人	4.70% (+0.02)	4.68%
高等学校	全日制 421人 (-48件)	469人	0.70% (-0.04P)	0.74%
	定時制 622人 (+191件)	431人	21.53% (+6.58P)	14.95%

全児童生徒数に占める不登校児童生徒数 ※国公立を含むデータで比較

区別\校種	小学校	中学校	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)
全国	1.0%	4.1%	1.1%	14.2%

#### <不登校に関する留意点>

○文部科学省の見解等

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。  
 (『義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針』より)

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっていることであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。加えて、不登校児童が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要である。  
 (『学習指導要領 総則 第3章 第4節 2(3) 不登校児童(生徒)への配慮』より)

- 児童生徒を取り巻く環境の変化に伴い、不登校の要因や背景は、年々複雑化・多様化している。また、不登校児童生徒の抱える事情も個々に異なり、本人・学校・家庭に係る様々な要因が関連していることが考えられるため、増減の要因を容易に特定することはできない。

#### 【小・中学校】

- 小・中学校ともに、例年の増加率と比較し、微増であった。このことから、新型コロナウイルス感染症が不登校者数に影響を与えたとは考えにくい。
- 小・中学校ともに、「不登校児童生徒」として調査を開始した平成10年度以降で、不登校児童生徒数は最多となった。
- 小・中学校ともに、「指導の結果、登校するようになった児童生徒数」の割合を昨年度と比較すると、同程度(小：変化なし、中：-1.3P)であった。
- 小学校の不登校者数は、高学年になるほど増加傾向にあるが、同学年集団における不登校者の増加率で見ると、2年生、3年生が高い。**どの学年においても休み始めた児童に対して迅速かつ丁寧な初期対応が求められる。**
- 中学校の不登校者数は、1年生の不登校者数が、前年度小学6年生時の不登校者数と比較して大幅に増加していることから、環境の変化及び学習・生活等への不適應を起こし(いわゆる「中1ギャップ」)、不登校に陥る生徒が多いと考えられる。新規不登校者数の増加率で見ると、1年生が高く、次いで2年生、3年生となっている。
- 中学校において、不登校者数に占める「90日以上欠席している者」の割合(64.2%)が高く、**一度不登校に陥ると学校復帰が困難になる傾向が強い**と考えられる。

**【高等学校】**

- 令和2年度は令和元年度に比べて全日制で48人減少したが、定時制で191人増加した。全日制においては、学校に係る状況において、入学・進級時の不適応が高い割合を示している。令和2年度は、臨時休業があったため、例年以上に初期指導を丁寧に行ったことが考えられる。定時制においては、前回調査でも不登校として計上された者が352人と定時制の不登校生徒の56.6%を占めている。また、不登校のきっかけとなる状況については、本人に係る状況が331人と著しく増加しており、自身の内面に課題を抱える生徒が増加しているためと考える。
- 不登校の要因や背景は、生徒を取り巻く環境の複雑化に伴い多様化しているため、引き続きスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用等を通じ、不登校生徒の支援を継続していく。

**4 高等学校の中途退学者**

高等学校の中途退学者数

校種・課程\項目		R2中途退学者数 (前年度比)	前年度	中途退学率 (前年度比)	前年度
		(前年度比)		(前年度比)	
高等学校	全日制	404人 ( -25人 )	429人	0.67 ( -0.01P )	0.68%
	定時制	260人 ( -49人 )	309人	9.00 ( -1.70P )	10.70%
	通信制	35人 ( -4人 )	39人	2.64 ( -0.36P )	3.00%

**【高等学校】**

- 公立高等学校全体では中途退学者の割合は、令和元年度は1.16%であったが、令和2年度は1.05%に減少した。
- 全日制、定時制の課程共に、中途退学者数、中途退学率ともに減少している。
- 中途退学の理由では、「学校生活・学業不適応」や「別の学校への入学を希望」が多い。  
在籍する学校で学ぶ意欲が低いことが主たる原因であり、高校進学時に適切な学校選択を促すことや、充実した高校生活が送れるように、学びの見通しを持たせ、主体的に学習に向かわせる必要があると考える。
- スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣事業、総合教育センター教育相談班による相談窓口等により、引き続き中途退学者の減少につなげていく。

## 5 調査結果を踏まえた対応

### (1) 暴力行為・いじめ・不登校等の未然防止、早期対応

- ・各学校において、すべての児童生徒が安心・安全に生活することができる「魅力ある学校づくり」を推進し、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を育む授業・学級づくり・特別活動・学校行事等に取り組む。
- ・市町教育委員会、学校の生徒指導担当者等を対象にした連絡会議において、本調査で見られた課題を共有する。また、いじめ、不登校等の諸課題に係る施策や適切な早期対応について協議及び情報交換を行う。

### (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

- ・「何ができるようになるか」だけでなく「どのように学ぶか」も重視して授業を改善し、仲間とともに考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれることで、児童生徒が「わかった」「おもしろい」と思える授業づくりに取り組む。

### (3) 児童生徒の好ましい人間関係の構築

- ・小学校1年生から中学校3年生までの9年間で、系統的に人間関係づくりの基本的なスキルを身に付けることを目的に作成した「人間関係づくりプログラム」の活用を推進する。
- ・高校入学時の初期指導においても、人間関係づくりの活動を丁寧に行い、面接などで生徒の悩みや不安解消を図る体制作りを進める。

### (4) 速やかな情報共有及び組織的対応、関係機関等との連携

- ・児童生徒の様子を丁寧に見とり、気になる様子が見られた際には、組織として情報を共有し、「チーム学校」として適切な指導・支援を可能とするための学校体制を構築するとともに、家庭・地域・関係機関等との連携を強化する。

### (5) 教育相談体制の充実、適切な初期対応

- ・心理及び福祉の視点から、児童生徒一人ひとりへの適切な支援を可能にするため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を進める。
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置時間を増加し、学校のニーズに応える。（スクールソーシャルワーカーについては特別支援教育課を除く）

### (6) スクールロイヤーの活用

- ・法律相談を通して、問題が深刻化しないよう児童生徒の最善の利益を考慮しつつ、学校における適切な対応を推進する。
- ・各市町教育委員会生徒指導担当者を対象とした会議及び公立全小中学校生徒指導担当教諭を対象とした研修会において、スクールロイヤーによるいじめ等の未然防止や適切な初期対応についての講義を実施する。（義務教育課）
- ・スクールロイヤーを活用した、生徒対象のいじめ予防に関する授業及び生徒指導主事地区別研究協議会等を通して、引き続き、生徒・教職員の人権意識の醸成を図っていく。（高校教育課）

### (7) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

- ・不登校児童生徒の社会的自立を目指し、教育支援センター（適応指導教室）の活用、自宅におけるIT等を活用した学習支援、フリースクール等との連携など、一人ひとりの状況に応じた支援を行う。

### (8) 中・長期的な視点による支援

「小1プロブレム」や「中1ギャップ」の解消に向けて、幼保小及び小中の連携を推進する。

### (9) 教職員の多忙化解消

困難を抱える児童生徒やその保護者に寄り添い、手厚い支援を可能にする学校体制を構築する。

### (10) 児童生徒の問題行動等の調査（県調査）の活用（義務教育課）

毎月、県独自で調査している「児童生徒の問題行動等の調査（県調査）」の結果を分析するとともに、把握した諸課題と必要な対応策について、市町教育委員会を通じて学校に発信する。

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋  
静岡県公立小・中学校の実態

(義務教育課)

県内の公立学校数及び児童生徒数（政令指定都市を含む）

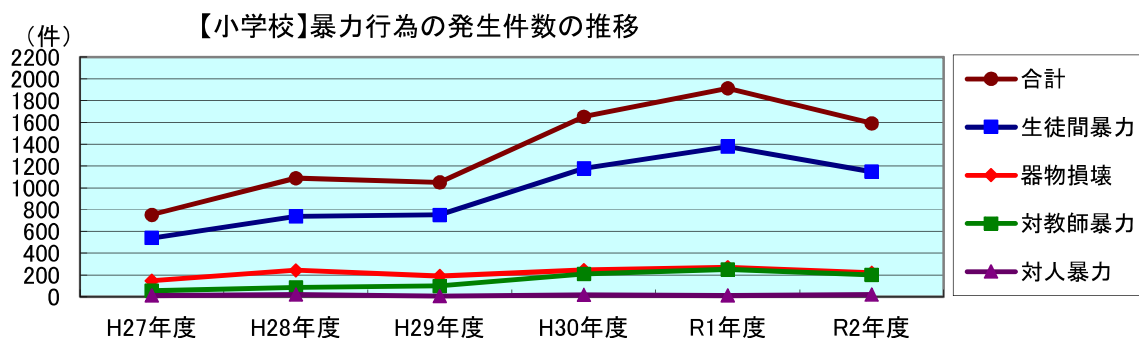
校種／項目	学校数	児童生徒数
小学校	501校	184,695人
中学校	263校	91,795人

1 暴力行為の状況

本調査より、学校管理下・学校管理下以外の区分が無くなり、発生件数に統合されたため、本報告は遡って発生件数を掲載した。

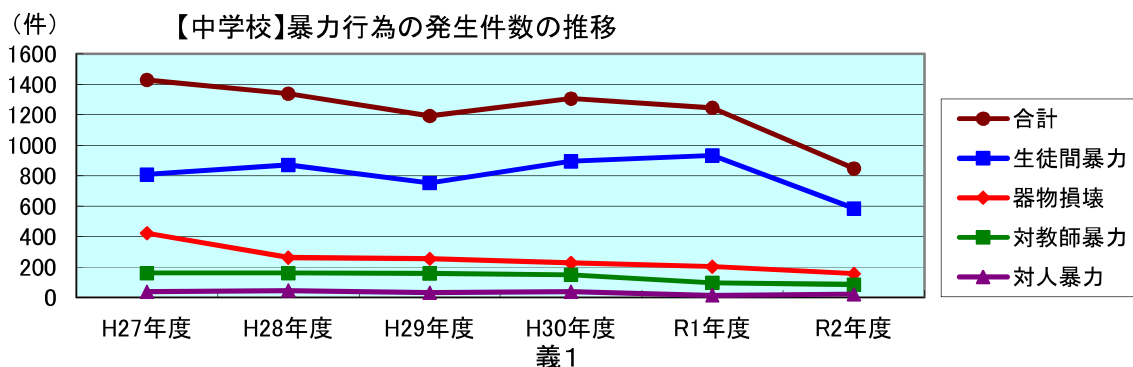
(1) 小学校、発生件数の推移

形態	27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	55	7.3	85	7.8	99	9.4	211	12.8	251	13.1	202	12.7
生徒間暴力	539	71.6	738	67.9	753	71.7	1179	71.4	1379	72.1	1149	72.2
対人暴力	11	1.5	20	1.8	7	0.7	16	1.0	13	0.7	19	1.2
器物損壊	148	19.7	244	22.4	191	18.2	246	14.9	270	14.1	221	13.9
合計	753		1,087		1,050		1,652		1,913		1,591	



(2) 中学校、発生件数の推移

形態	27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	160	11.2	160	12.0	157	13.2	148	11.3	97	7.8	85	10.0
生徒間暴力	808	56.6	870	65.0	750	62.9	894	68.4	933	74.9	585	69.0
対人暴力	38	2.7	45	3.4	32	2.7	38	2.9	13	1.0	22	2.6
器物損壊	422	29.6	263	19.7	254	21.3	227	17.4	203	16.3	156	18.4
合計	1,428		1,338		1,193		1,307		1,246		848	



## 2 いじめの状況

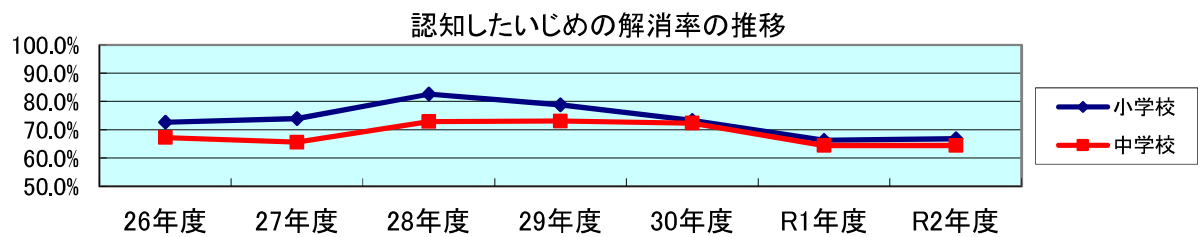
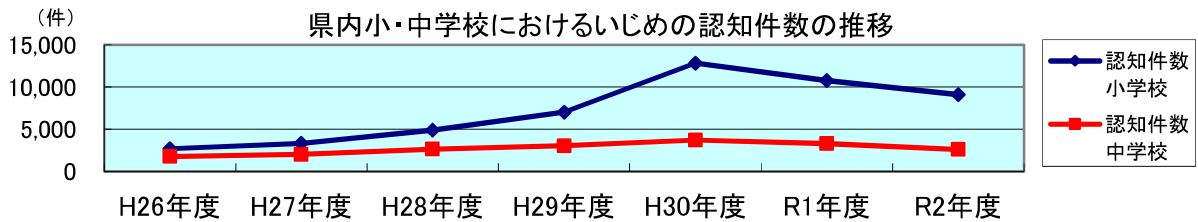
### (1) 小・中学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(件)

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
認知件数	小学校	2,696	3,347	4,893	7,029	12,835	10,766	9,092
	中学校	1,781	2,019	2,654	3,052	3,722	3,295	2,617
	計	4,477	5,366	7,547	10,081	16,557	14,061	11,709
解消率	小学校	72.7%	74.0%	82.6%	78.8%	73.3%	66.3%	66.9%
	中学校	67.3%	65.6%	72.9%	73.1%	72.3%	64.4%	64.5%



※文部科学省調査における「いじめが解消している状態」の定義（概略）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為の解消：

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (2) 指導後のいじめの状況

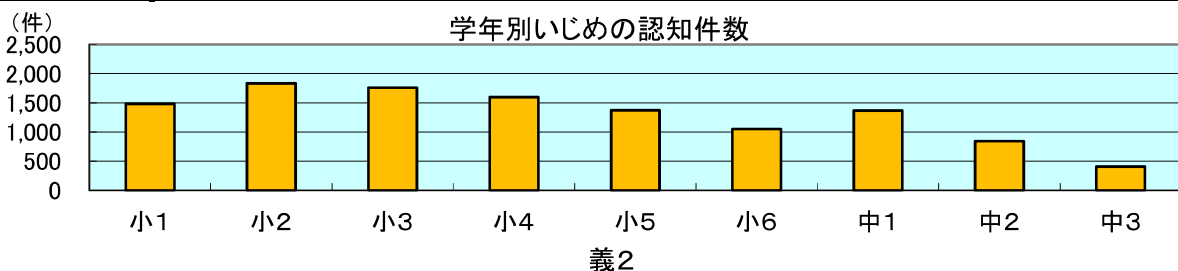
(件)

	小学校				中学校			
	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
解消している	5,537	9,414	7,139	6,080	2,231	2,691	2,123	1,687
解消に向けて取組中	1,376	2,925	3,612	3,008	812	990	1,153	918
その他	116	496	15	4	9	41	19	12

### (3) 学年別いじめの認知件数

(件)

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R1年度	1,506	2,155	2,038	1,907	1,792	1,368	1,636	1,090	569
R2年度	1,482	1,831	1,759	1,597	1,371	1,052	1,366	843	408



(4) いじめ発見のきっかけ (件) (5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	小学校		中学校		区 分	小学校		中学校	
	R1年度	R2年度	R1年度	R2年度		R1年度	R2年度	R1年度	R2年度
学級担任が発見	704	547	265	238	冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	5,975	5,023	2,250	1,728
学級担任以外の教職員が発見	126	121	120	111	仲間はずれ、集団による無視をされる	1,394	1,078	410	264
養護教諭が発見	12	13	16	16	軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	2,847	2,465	417	343
スクールカウンセラー等の相談員が発見	8	3	6	8	ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	626	406	158	107
アンケート調査など学校の取組により発見	6,380	5,809	1,112	887	金品をたかられる	68	46	34	32
本人からの訴え	1,518	1,074	980	802	持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	623	421	151	113
本人の保護者からの訴え	1,405	1,090	498	358	嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	790	681	177	152
他の児童生徒からの情報	364	254	180	137	パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	84	115	180	225
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	222	166	107	52	その他	833	640	156	115
地域の住民からの情報	6	6	5	3	計	13,240	10,875	3,933	3,079
学校以外の関係機関からの情報	18	5	3	3					
その他	3	4	3	2					
計	10,766	9,092	3,295	2,617					

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	484	96.6%	482	96.2%	258	97.7%	254	96.6%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	338	67.5%	289	57.7%	169	64.0%	173	65.8%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	484	96.6%	473	94.4%	246	93.2%	243	92.4%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	277	55.3%	223	44.5%	162	61.4%	137	52.1%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	436	87.0%	424	84.6%	246	93.2%	240	91.3%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	329	65.7%	339	67.7%	200	75.8%	204	77.6%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	410	81.8%	433	86.4%	213	80.7%	216	82.1%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	109	21.8%	65	13.0%	67	25.4%	46	17.5%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	76	15.2%	94	18.8%	86	32.6%	72	27.4%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	314	62.7%	288	57.5%	196	74.2%	189	71.9%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	396	79.0%	398	79.4%	210	79.5%	211	80.2%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	501	100.0%	500	99.8%	264	100.0%	263	100.0%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	小学校				中学校			
	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率
アンケート調査の実施	501	100.0%	501	100.0%	264	100.0%	263	100.0%
個別面談の実施	418	83.4%	384	76.6%	250	94.7%	242	92.0%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	237	47.3%	242	48.3%	256	97.0%	241	91.6%
家庭訪問	224	44.7%	139	27.7%	168	63.6%	114	43.3%
その他	33	6.6%	33	6.6%	26	9.8%	18	6.8%

### 3 長期欠席（不登校等）の状況

#### (1) 小・中学校の不登校（年間30日以上欠席者）の推移

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
小学校	1,067	1,214	1,435	1,706	1,981	2,056
県割合	0.55%	0.63%	0.75%	0.90%	1.05%	1.11%
国割合	0.42%	0.48%	0.54%	0.70%	0.83%	1.00%
中学校	3,176	3,392	3,612	3,984	4,300	4,321
県割合	3.22%	3.49%	3.78%	4.28%	4.68%	4.70%
国割合	2.83%	3.01%	3.25%	3.65%	3.94%	4.09%
計	4,243	4,606	5,047	5,690	6,281	6,377

※不登校に関する留意点  
 ・不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。  
 ・不登校児童生徒への支援は、当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること。（「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」より）

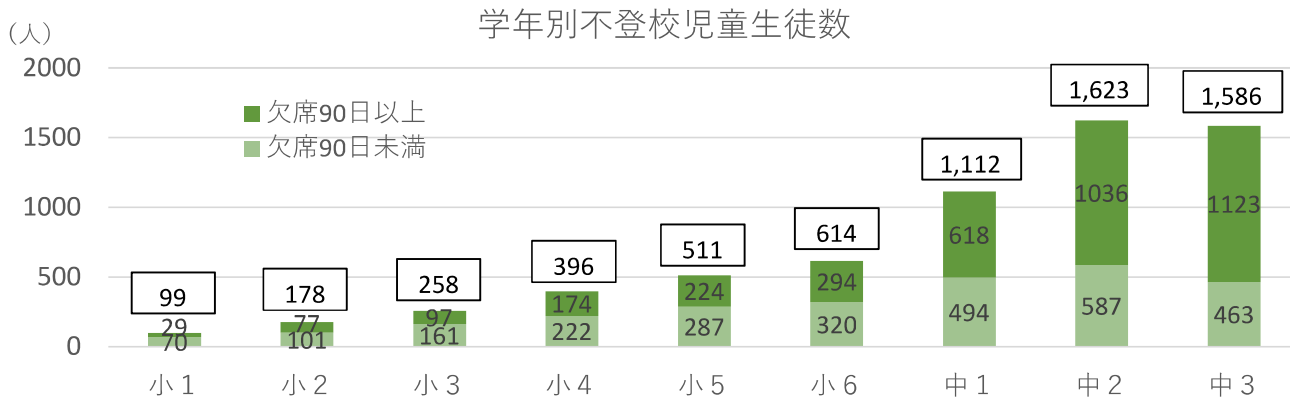
#### (2) 学年別不登校児童生徒数

※表内の数は人数（ ）内は新規不登校者数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R2年度	99	178(110)	258(161)	396(203)	511(273)	614(297)	1,112(708)	1,623(624)	1,586(399)
R1年度	113	160(111)	303(193)	336(189)	488(256)	581(277)	1,178(826)	1,506(617)	1,616(411)

#### (3) 小・中学校における理由別長期欠席者数

区分	在籍児童生徒数	理由別長期欠席者数							合計	
		病気	経済的理由	不登校			新型コロナウイルスの感染回避	その他		
				うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者	うち、出席日数が0日の者				
小学校	184,695	293	3	2,056	895	186	68	169	325	2,846
中学校	91,795	405	1	4,321	2,777	822	279	87	149	4,963
計	276,490	698	4	6,377	3,672	1,008	347	256	474	7,809



#### (4) 不登校児童生徒への指導結果状況

区分	小学校				中学校			
	R1年度		R2年度		R1年度		R2年度	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった児童生徒	416	21.0%	431	21.0%	935	21.7%	882	20.4%
指導中の児童生徒	1,565	79.0%	1,625	79.0%	3,365	78.3%	3,439	79.6%
計	1,981		2,056		4,300		4,321	

義4

(5) 不登校の要因

		学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
		いじめ	人間関係をめぐる友人	教職員との関係	学業の不振	進路に係る不安	活動等への適応	クラブ活動の不	学校生活のきまり等	進学、転校、編入	家庭の急激な生活環境	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズム、非行	
小学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	4	116	20	91	3	0	7	47	68	323	36	175	978	188
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	12	112	42	186	5	0	14	65	82	364	68	229	323	
中学校	①主たるもの (一人1つ必ず選択)	5	552	38	297	28	26	38	196	176	327	117	215	1890	416
	②主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	9	330	61	532	82	46	52	155	129	496	158	287	605	

義5



令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋  
 静岡県の公立高等学校の実態

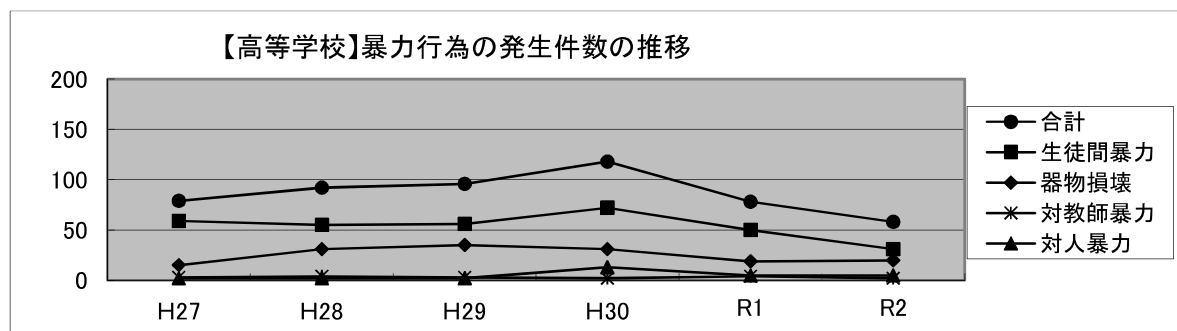
(高校教育課)

本調査より、学校管理下・学校管理下以外の区分が無くなり、発生件数に統合されたため、本報告は遡って発生件数を掲載した。

1 暴力行為の状況

(1) 高等学校、発生件数の推移

形態	27年度		28年度		29年度		30年度		R1年度		R2年度	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
対教師暴力	3	3.8	4	4.3	3	3.1	2	1.7	4	5.1	2	3.4
生徒間暴力	59	74.7	55	59.8	56	58.3	72	61.0	50	64.1	31	53.4
対人暴力	2	2.5	2	2.2	2	2.1	13	11.0	5	6.4	5	8.6
器物損壊	15	19.0	31	33.7	35	36.5	31	26.3	19	24.4	20	34.5
合計	79		92		96		118		78		58	



## 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋

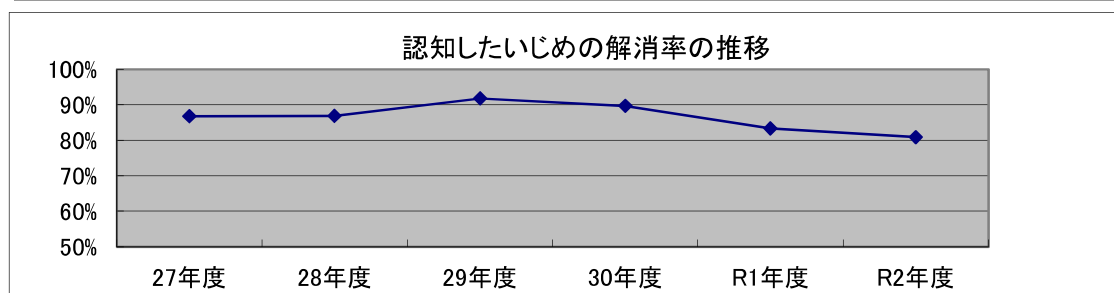
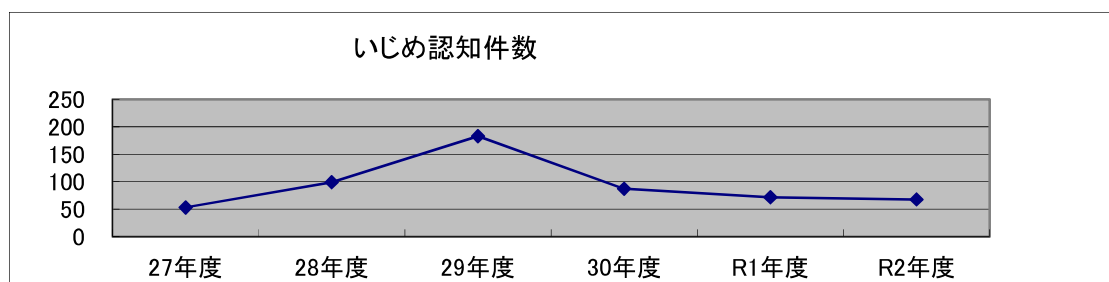
### (1) いじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(件)

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
認知件数	53	99	183	87	72	68
解消率	86.8%	86.9%	91.8%	89.7%	83.3%	80.9%



※解消率は、認知件数に対して「解消している」と回答した件数の割合

### (2) 指導後のいじめの状況 (件)

	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
解消している	86	168	78	60	55
解消に向けて取組中	8	14	7	10	11
その他	5	1	2	2	2

### (3) 学年別いじめの認知件数 (件)

学年	1年	2年	3年
R2年度	32	24	12
R1年度	37	23	12

※ 定時制第4学年は、第3学年に含む。

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋

(4) いじめ発見のきっかけ (件)

区 分	R1年度	R2年度
学級担任が発見	3	1
学級担任以外の教職員が発見	0	3
養護教諭が発見	1	1
スクールカウンセラー等の相談員が発見	3	0
アンケート調査など学校の取組により発見	13	31
本人からの訴え	34	21
本人の保護者からの訴え	10	5
他の児童生徒からの情報	7	5
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1	1
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0
その他	0	0
計	72	68

(5) いじめの態様 (複数回答可) (件)

区 分	R1年度	R2年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	55	50
仲間はずれ、集団による無視をされる	14	6
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	12	9
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	3	0
金品をたかられる	2	1
持ち物を隠される、盗まれる、壊される等	6	2
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	3	6
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	21	10
その他	2	1
計	118	85

(6) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 (複数回答可)

区 分	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	94	82%	78	68%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	25	22%	22	19%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	32	28%	34	30%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	48	42%	44	38%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	102	89%	94	82%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	69	60%	65	57%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	85	74%	75	65%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	16	14%	9	8%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	7	6%	16	14%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	74	64%	62	54%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	71	62%	86	75%
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	62	54%	48	42%

(7) いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法 (複数回答可)

区 分	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率
アンケート調査の実施	114	99%	115	100%
個別面談の実施	97	84%	77	67%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	19	17%	16	14%
家庭訪問	15	13%	9	8%
その他	4	3%	1	1%

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋

(1) 不登校（年間30日以上欠席者）の推移

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
人数	全日制	332	370	477	504	469	421
	定時制	592	385	442	688	431	622
割合	全日制	0.51	0.57	0.74	0.787	0.74	0.70
	定時制	18.94	12.75	14.96	23.64	14.95	21.53
国割合	全日制	1.1	1	1.1	1.2	1.2	1.1
	定時制	15.6	16.1	15.8	16.3	15.7	14.5

(2) 学年別不登校児童生徒数

(全日制)

学年	1年	2年	3年	単位制	合計
R2年度	146	135	85	55	421
R1年度	167	169	104	29	469

(定時制)

学年	1年	2年	3年	4年	単位制	合計
R2年度	24	9	13	3	573	622
R1年度	28	15	18	10	360	431

(3) 理由別長期欠席者数

	在籍者数 (人) (A)  (令和2年5月1日現在)	長期欠席者 (人)											(2) 不登校生徒の割合 (%) (B/A×100)
		(1) 理由別長期欠席者数 (人)											
		病気	経済的理由	中退	原級留置	不登校 (B)			新型コロナウイルスの感染回避	その他	合計		
うち、90日以上欠席している者	うち、出席日数が10日以下の者					うち、出席日数が0日の者							
全日制	60,467	153	1	421	132	22	71	19	8	5	49	629	0.70
定時制	2,889	15	2	622	126	5	231	91	28	7	27	673	21.53
合計	63,356	168	3	1,043	258	27	302	110	36	12	76	1,302	1.65

(4) 不登校児童生徒への指導結果状況

区 分	全日制		定時制	
	人数	%	人数	%
指導の結果、登校する（できる）ようになった生徒	221	52.5	260	41.8
指導中の児童生徒	200	47.5	362	58.2
計	421		622	

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋  
(全日制)

内訳 区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐめる問題	教職員との関係をめぐめる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐめる問題	入学、転編入学、進級の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行	無気力・不安	
主たる要因	0	44	10	45	20	6	3	75	6	9	5	29	141	28
主たるもの以外にも当てはまる要因	0	11	0	29	23	11	1	7	3	16	7	18	29	
計	0	55	10	74	43	17	4	82	9	25	12	47	170	28

(定時制)

内訳 区分	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐめる問題	教職員との関係をめぐめる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐめる問題	入学、転編入学、進級の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ・あそび・非行	無気力・不安	
主たる要因	0	23	1	22	6	0	3	49	24	15	9	108	223	139
主たるもの以外にも当てはまる要因	0	1	4	1	3	0	0	4	3	10	5	10	9	
計	0	24	5	23	9	0	3	53	27	25	14	118	232	139

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋

(1) 中途退学者数及び中途退学率

(割合：中途退学者数／生徒総数、計と高校進学率は、通信制を除いたものである。)

	年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
全日制	人 数	308	341	441	544	429	404
	割合(%)	0.48	0.5	0.68	0.85	0.68	0.67
定時制	人 数	346	336	308	424	309	260
	割合(%)	10.97	11.1	10.5	14.6	10.7	9.0
計	人 数	654	677	749	968	738	664
	割合(%)	0.98	0.99	1.1	1.45	1.1	1.05
本県高校進学率(%)		95.6	95.7	95.7	95.1	94.5	94.2
全国中退率(公立)(%)		1.4	1.4	1.3	1.3	1.1	1.0
通信制	人 数	33	21	28	31	39	35
	割合(%)	2.16	1.49	2.2	2.4	3	2.64

(2) 中途退学の理由

(全日制)

	学業不振等	学校生活・ 学業不適応	進路変更	病気が死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	計
1年	1	66	80	8	1	1	2	0	159
2年	3	46	65	5	0	1	6	1	127
3年	0	16	35	4	0	0	2	0	57
単位制	4	27	27	1	0	0	1	1	61
計	8	155	207	18	1	2	11	2	404
割合(%)	2.0	38.4	51.2	4.5	0.2	0.5	2.7	0.5	100.0

(定時制)

	学業不振等	学校生活・ 学業不適応	進路変更	病気が死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他	計
1年	5	11	14	0	0	3	1	0	34
2年	2	13	5	1	0	0	2	0	23
3年	0	5	6	1	1	0	0	0	13
4年	0	1	2	1	0	0	0	0	4
単位制	7	29	109	7	3	3	8	20	186
計	14	59	136	10	4	6	11	20	260
割合(%)	5.4	22.7	52.3	3.8	1.5	2.3	4.2	7.7	100.0

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より抜粋  
静岡県公立特別支援学校の実態

(特別支援教育課)

いじめの状況

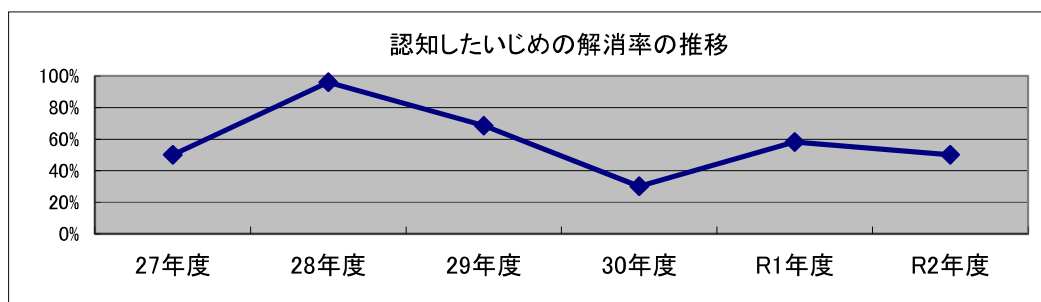
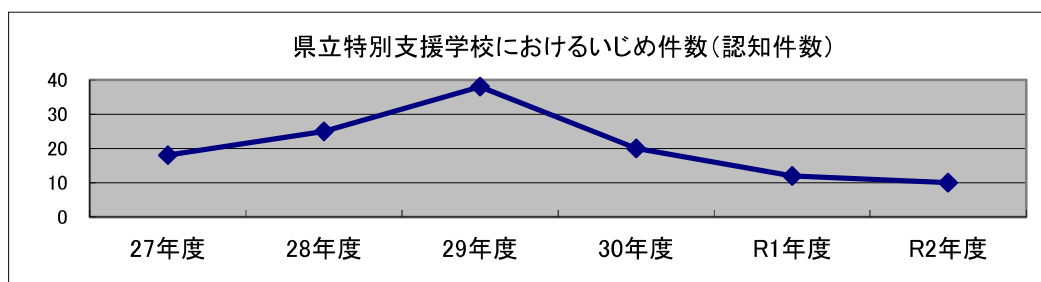
(1) 特別支援学校におけるいじめの認知件数の推移

※文部科学省調査におけるいじめの定義

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(件)

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度
認知件数	18	25	38	20	12	10
解消率	50.0%	96.0%	68.4%	30.0%	58.3%	50.0%



※解消率は、認知件数に対して「解消している」と回答した件数の割合

(2) 指導後のいじめの状況

(件)

	29年度	30年度	R1年度	R2年度
解消している	26	6	7	5
一定の解消が図られたが、継続支援中	解消に向けて取組中	解消に向けて取組中	解消に向けて取組中	解消に向けて取組中
解消に向けて取り組み中	12	14	4	5
その他（他校へ転学等）	0	0	1	0

(3) 学部別いじめの認知件数

(件)

	小学部	中学部	高等部
R1年度	1	4	7
R2年度	2	1	7



(4)いじめ発見のきっかけ (件)

	R1年度	R2年度
学級担任が発見	2	1
学級担任以外の教職員が発見	0	1
養護教諭が発見	0	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	4	6
本人からの訴え	1	1
本人の保護者からの訴え	4	1
他の児童生徒からの情報	0	0
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1	0
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0
その他	0	0
計	12	10

(5)いじめの態様(複数回答可) (件)

	R1年度	R2年度
冷やかしの、からかい、悪口や脅し文句等と言われる	7	7
仲間はずれ、集団による無視をされる	2	0
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	1	5
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	2	0
金品をたかられる	1	0
金品を隠される、盗まれる、壊される等	0	0
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	1	0
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される等	3	0
その他	0	3
計	17	15

(6)学校におけるいじめの問題に対する日常の取組(複数回答可)

	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	30	81%	29	78%
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	19	51%	15	41%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ指導を行った。	34	92%	34	92%
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	31	84%	27	73%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	30	81%	27	73%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	19	51%	19	51%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、の理解を得るように努めた。	34	92%	36	97%
P T Aなど地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	7	19%	4	11%
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	4	11%	4	11%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	23	62%	19	51%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	33	89%	32	86%
いじめ防止対策推進法第22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を召集した。	37	100%	37	100%

(7)いじめの日常的な実態把握のために、学校が児童生徒に対し行った具体的な方法(複数回答可)

	R1年度	R1実施率	R2年度	R2実施率
アンケート調査の実施	36	97%	33	89%
個別面談の実施	30	81%	28	76%
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	23	62%	19	51%
家庭訪問	13	35%	6	16%
その他	0	0%	0	0%



## 取扱注意

新聞

令和3年10月14日付 朝刊解禁

ラジオ・テレビ

令和3年10月13日 17時解禁

# 令和2年度

## 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

### I 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に、また、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

さらに、本調査結果を踏まえ、教育委員会をはじめとする学校の設置者、私立学校主管部局等における問題行動等への取組や、不登校への支援等の一層の充実に資するもの。

### II 調査対象期間

令和2年度間

### III 調査項目（調査対象）

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 暴力行為             | (国公立小・中・高等学校)                          |
| 2 いじめ              | (国公立小・中・高・特別支援学校, 都道府県教育委員会, 市町村教育委員会) |
| 3 出席停止             | (市町村教育委員会)                             |
| 4 小・中学校の長期欠席（不登校等） | (国公立小・中学校, 都道府県教育委員会, 市町村教育委員会)        |
| 5 高等学校の長期欠席（不登校等）  | (国公立高等学校)                              |
| 6 高等学校中途退学等        | (国公立高等学校)                              |
| 7 自殺               | (国公立小・中・高等学校)                          |
| 8 教育相談             | (都道府県・市町村教育委員会)                        |



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## 【調査結果のポイント】

### 1 いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は517,163件（前年度612,496件）であり、前年度に比べ95,333件（15.6%）減少。児童生徒1,000人当たりの認知件数は39.7件（前年度46.5件）。
- 平成26年度以降認知件数の増加が続いていたが、令和2年度は全校種で大幅な減少となった。
- いじめの重大事態の件数は514件（前年度723件）であり、前年度に比べ209件（28.9%）減少した。
- 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと、日常の授業におけるグループ活動や、学校行事、部活動など様々な活動が制限され、子供たちが直接対面してやり取りをする機会やきっかけが減少したこと、年度当初に地域一斉休業があり夏季休業の短縮等が行われたものの例年より年間授業日数が少ない学校もあったこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないよう学校において正しい知識や理解を促したこと、これまで以上に児童生徒に目を配り指導・支援したこと等により、いじめの認知件数が減少したと考えられる。
- 生活環境や行動様式が大きく変化し、発見できていないいじめがある可能性にも考慮し、引き続きいじめの早期発見、積極的な認知、早期対応に取り組んでいくことが重要である。
- また、重大事態の件数は減少しているものの、引き続き憂慮すべき状況。いじめ問題に適切に対応することで、限りなく件数を零に近づけるべきではあるが、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。

### 2 暴力行為

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は66,201件（前年度78,787件）であり、前年度から12,586件（16.0%）減少。児童生徒1,000人当たりの発生件数は5.1件（前年度6.1件）。
- 小学校における暴力行為は近年大幅に増加していたが、令和2年度は減少している。また中学校・高等学校の暴力行為は近年減少傾向にあり、令和2年度は大幅な減少となっている。
- いじめの認知件数と同様に、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響が、暴力行為の件数の減少につながっていると考えられる。

### 3 長期欠席

- 新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、従来、年度間に「欠席日数」30日以上の子童生徒について調査してきたが、令和2年度は「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒について調査。また長期欠席の理由に「新型コロナウイルスの感染回避」を追加した。
- 「新型コロナウイルスの感染回避」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校14,238人、中学校6,667人、高等学校9,382人となっている。

### (長期欠席のうち小中学校における不登校)

- 小・中学校における不登校児童生徒数は196,127人（前年度181,272人）であり，前年度から14,855人（8.2%）増加。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は2.0%（前年度1.9%）。
- 過去5年間の傾向として，小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加している（小学校H27：0.4%→R02：1.0%，中学校 H27：2.8%→R02：4.1%）。
- 不登校児童生徒の65.7%に当たる128,833人の児童生徒が，学校内外の機関等で相談・指導等を受けている。
- 不登校児童生徒数が8年連続で増加，約55%の不登校児童生徒が90日以上欠席しているなど，憂慮すべき状況。児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面も考えられるが，生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことなど，登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

## 4 中途退学

- 高等学校における中途退学者数は34,965人（前年度42,882人）であり，中途退学率は1.1%（前年度1.3%）。
- 中途退学者数は，平成25年度以降，平成30年度に増加したほかは毎年減少している。

## 5 自殺

- 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は415人（前年度317人）で，調査開始以降最多となっている。
- 児童生徒の自殺が後を絶たず大幅に増加していることは，極めて憂慮すべき状況である。

### **【文部科学省の対策】**

調査結果からは，新型コロナウイルス感染症によって学校や家庭における生活や環境が大きく変化し，子供たちの行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえる。いじめや暴力行為が減少したとは言え，様々な活動の制限は子供たちが得られるはずだった学びの機会や経験が減少した可能性を含んでおり，必ずしも肯定的に捉えることはできない。人と人の距離が広がる中，不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること，子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり，一人で抱え込んだりする可能性があることにも考慮する必要があること，引き続き周囲の大人が子供たちのSOSを受け止め，組織的対応を行い，外部の関係機関等に繋げて対処していくことが重要である。

このため，共通する施策として，個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援や，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，関係機関との連携による教育相談体制の充実を推進する。また，未然防止と早期発見・早期対応の取組や家庭・地域社会等の理解を得て地域ぐるみで取組を推進する。

上記に加え，いじめについては，いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知と組織的対応を徹底することを管理職をはじめ全ての教職員等向けに周知を図る。また自殺については，令和3年6月に取りまとめられた「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」を踏まえ，SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育や教職員に対する普及啓発等の実施を推進する。

白  
紙

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 3 年度第 2 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 3 年 10 月 4 日に、今年度、第 2 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 3 年 7 月 6 日から令和 3 年 9 月 13 日に実施した県立学校等 22 所属の定期監査についての報告で、教育委員会については、1 件の注意、3 件の意見が付された。

(1) 定期監査

<注意 1 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
沼津東 高等学校	件 名	会計年度任用職員の社会保険に係る不適切な事務処理
	内 容	沼津東高等学校は、令和 2 年 4 月 1 日に任用した会計年度任用職員が、健康保険及び厚生年金保険の被保険者に該当するにもかかわらず、全国健康保険協会及び日本年金機構に必要な届出を行っていませんでした。

<意見 3 件>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
教育政策課	件 名	I C T 教育の推進
	内 容	<p>教育委員会では「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を推進し、新しい時代に必要な言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力を有する人材を育成するため、I C T を効果的に活用した授業の実現に向けた取組を推進しており、その一環として県立学校への各種機器の整備が進められています。</p> <p>国の G I G A スクール構想による補助により原則的に全普通科教室に無線 L A N アクセスポイントが整備されたことを受け、アクセスポイントが整備されなかった学校との間に整備環境の不均衡が生じていますので、どの学校においても同様の環境となるよう、かかる状況の早期の解消に努めてください。</p> <p>また、学習系ネットワークの通信速度向上のため、ローカルブレイクアウト（以下「L B O」という。）への切り替えが進められていますが、学校において L B O による通信が円滑に行われるよう、端末の設定の支援等に努めるとともに、データセンターを経由している校務系の回線の L B O 化についても検討を進めてください。</p> <p>また I C T を活用する環境整備が概ね終了し、これからは I C T を授業で有効に活用することが求められます。新ビジョン等で目標に掲げている「授業中に I C T を活用して指導できる教員の割合」は令和 2 年度の速報値で 65.7%と、目標値の 75%に比べて低い状況にありますので、早期に目標を達成するよう取り組んでください。</p>

監査箇所	指 摘 等 事 項	
教育総務課 教育政策課 教育厚生課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	件 名	教職員の健康の保持増進
	内 容	<p>教育委員会では令和元年度から3年度を期間とする学校における業務改革プランにおいて、長時間勤務を是正することによる「教職員の心身の健康の保持増進」を目指しています。同プランにおける目標指標のひとつである「精神疾患による30日以上の特例休暇及び退職者の在職者比率」について見ると、令和2年度の各校種における実績値が期間最終年度である令和3年度の目標値である0.6%を上回っていますので、目標が達成されるよう努めてください。</p> <p>また、令和2年度から校務用パソコンのログイン・ログアウト時刻等を出勤簿に反映する勤務時間管理システムが全ての県立学校で運用開始されました。これにより客観的に勤務時間を把握することが可能となり、長時間勤務削減の効果が現れているところですが、1か月当たりの時間外労働が80時間を超えた教職員で、医師による面接指導を受けたものが28名と少数にとどまっています。本データを活用し、より多くの職員が適切な指導を受け、心身の健康を保持できるよう取組を強化してください。</p>
教育総務課	件 名	不祥事根絶に向けた取組
	内 容	<p>令和2年度の懲戒処分は25件となり記録が残る平成8年度以降最多となっています。特に児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は平成29年度に1件だったものが平成30年度に6件、令和元年度および令和2年度に7件と高止まり傾向にあり、教育委員会では児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止を最重要課題として対策に取り組んでいるところです。</p> <p>その一環として生徒との携帯電話やメール、SNSでの連絡や生徒との面談・相談といった生徒指導に係るルールを各学校が自ら定め、教職員や児童生徒、保護者に周知することとしています。学校現場における取組が不十分なところも見受けられます。不祥事を根絶するには学校現場の教員の意識改革が大事ですので、各学校に対し当該取組を徹底するよう指導し、教育委員会が一体となって不祥事防止に取り組んでください。</p> <p>また、酒酔い・酒気帯び運転、無免許運転、著しい速度超過等の「交通事犯」で懲戒処分となったものが平成30年度に8件、令和元年度に10件、令和2年度に8件となっています。これらは教職員に対する県民の信用を失墜させるものですので、交通事犯の根絶についても継続して取り組んでください。</p>

## 2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和3年12月28日までに監査委員へ報告する。